

国民健康保険（国保）・後期高齢者医療の皆さんへ
～健診のお知らせ及び後期高齢者医療制度の改定について～

■問合せ 下記参照



国保の特定健康診査（特定健診）及び健康チェック補助金

受診方法及び料金等は、4月中旬に送付している「平成28年度田辺市健診のお知らせ」をご覧ください。

【特定健診】

■期間 平成29年1月31日（火）まで
身体計測・血液検査・心電図等、生活習慣病予防に着目した健康診査

※40～74歳（平成29年3月末現在の年齢）の田辺市国保被保険者※対象者には、市が実施する各種がん検診等と一緒に受診券を交付します。

【健康チェック補助金】

■期間 平成29年3月31日（金）まで
国保人間ドック・脳検査・骨粗しょう症検査

※申込み及び受診の予約は、それぞれの検査が必要です。
※16～74歳（平成29年3月末現在の年齢）の田辺市国保被保険者※自己負担あり

■国保健康証・印鑑・40歳以上の方は特定健康診査受診券と各種検診受診券をお持ちの上、下記又は各行政局住民福祉課（2ページ参照）で申請してください。

■留意事項

◇いずれの検査も受診日に田辺市国保の資格がない場合は、受



6月から緊急速報「エリアメール」及び緊急速報メールの運用を開始します

■問合せ 防災まちづくり課 地域防災係 ☎ 0739-26-9976

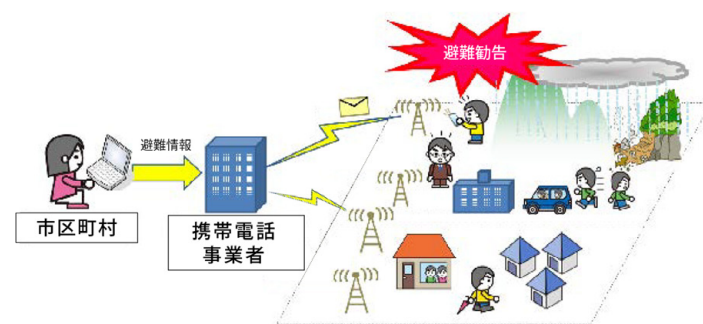
◇受信すると、内容が自動的に画面に表示されます。
◇メールアドレスを登録する必要があります。
◇圏外や通話中、インターネット中、メール送受信中は、緊急速報メールを受信できない場合があります。
また一部の携帯電話の機種で受信できないものがあり

◇3社の携帯電話端末を所有している方に対し、送信されます。
◇受信すると、マナーモード設定中でも専用の着信音が鳴ります。
◇受信すると、内容が自動的に画面に表示されます。
◇メールアドレスを登録する必要があります。
◇圏外や通話中、インターネット中、メール送受信中は、緊急速報メールを受信できない場合があります。
また一部の携帯電話の機種で受信できないものがあり

■配信エリア
市内全域（市内にお住まいの方、観光及び仕事で訪れている方）
■配信情報
避難勧告、避難指示

株式会社NTTドコモの緊急速報「エリアメール」、KDDI株式会社の緊急速報メール（以下、緊急速報メール）を利用し、市内の携帯電話所有者に対して避難勧告等の情報を配信します。これにより、緊急情報を迅速かつ正確に伝達する体制を充実・強化します。

緊急速報メールの活用イメージ



ますので、お使いの携帯電話会社又は販売店にお問い合わせください。

後期高齢者医療の健康診査

生活習慣病の早期発見のため、健康診査を受けましょう。対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします。（受診券発行の申込みをする必要はありません）

■検査項目

◇基本項目
問診・計測（身長・体重・BMI）・血圧測定・診察・血液検査（脂質・肝機能・代謝）・検尿
◇医師が必要と判断した方への追加項目
貧血検査・心電図検査・眼底検査

自主防災組織育成事業等の拡充について

■問合せ 下記参照



自主防災組織の活動支援を目的として補助制度を設けています。今回、更なる活動の促進及び防災力の向上を図るため、新たに4事業を追加しました。是非ご活用ください。

■補助事業及び補助対象事業費

- ◇結成時資機材整備事業
結成時における防災資機材等の整備に対する補助金
・上限額 5万円＋（結成時の世帯数×1000円）
※ただし、世帯数が100未満の場合は100世帯とみなす。
- ・補助率 5分の4
- ◇組織運営事業
防災訓練及び防災学習会等に対する補助金
・上限額 3万円
- ・補助率 2分の1
- ◇備蓄資機材管理事業
備蓄資機材の修理及び消火器の詰め替え等に対する補助金
・上限額（自主施工）80万円
・補助率 10分の10
- ・上限額（業者施工）

100万円
・補助率 10分の8

■拡充分の補助事業及び補助対象事業費

- ◇更新等資機材整備事業
結成後における防災資機材等の更新及び新規購入に対する補助金
・上限額 10万円
・補助率 2分の1
- ◇津波避難路維持管理事業
市が直接施工又は自主防災組織が補助事業により整備した避難路の維持管理に対する補助金
・上限額 5万円
・補助率 2分の1
- ◇防災倉庫整備事業
防災資機材等を保管する倉庫の購入に対する補助金
・上限額 40万円
・補助率 2分の1
- ◇防災士育成事業
防災士の資格取得に対する補助金
・上限額 1万1000円
詳しくは、左記へお問い合わせください。
- 防災まちづくり課
地域防災係
☎ 0739（26）9976
◇各行政局総務課
2ページ参照

■実施期間 6月1日（水）～平成29年2月28日（火）

■自己負担 600円

■国保健康証・受診券・受診票（問診票）

■実施場所

受診券に同封する一覧表に記載された医療機関
※既に同様の検査を受けている場合は、受ける必要はありません。
※生活習慣病の治療等で定期的に医療機関を受診している方は、主治医に相談してください。

【歯科健康診査】

本年度から歯科検診が始まります。対象の方には、5月下旬に受診券を直接お送りします。（申込みは必要ありません）

■実施期間 6月1日（水）～平成29年2月28日（火）

■自己負担 無料

■国保健康証・受診券・受診票（問診票）

■健診項目

問診・口腔診断（歯の状態・歯周組織の状況・口腔衛生状況・噛み合わせ・口腔乾燥・粘膜の異常）・口腔機能検査（噛む能力・舌機能・嚥下機能）

■実施場所

受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

田辺市後期高齢者医療広域連合 ☎ 073（428）6688

後期高齢者医療制度の保険料率等の改定について

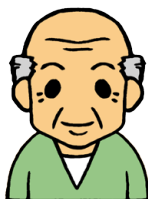
平成28、29年度和歌山県の保険料率（年間）
①均等割額 4万4177円
（改定前 4万4730円）
②所得割率 8.93%
（改定前 8.55%）

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額①と被保険者の所得に応じて決まる所得割額②の合計額となり、個人単位で計算します（100円未満切捨て）。なお、所得の少ない方等には、均等割額、所得割額が軽減される制度があり、さらに今年度から、均等割額の2割・5割軽減の対象が拡大されます。

被保険者の方々への本年度の保険料の通知は、前年中の所得等による計算をした後、7月中旬に郵送します。

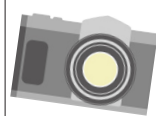
■国保健康証・受診券・受診票（問診票）

☎ 0739（26）9965



「広報田辺まちかど特派員」が決定しました

■問合せ 企画広報課 広聴広報係 (☎ 0739-26-9963)



市民の皆さんと共に「広報田辺」を作成することにより、新鮮で魅力ある地域情報の発信を行い、市民との協働による市政の推進を図るため、市民レポーター「広報田辺まちかど特派員」制度を実施しています。本年度は6名の方が、5月号から平成29年4月号まで、「必撮!! まちかど特派員」

コーナーを担当します。今後の活躍をご期待ください。
■特派員紹介(写真左から)「氏名(敬称略)・担当地域」
宮脇 真紀(龍神地域) 穴塚 美由紀(中辺路地域) 赤木 晶子(大塔地域) 井上 敦(本宮地域) 鈴木 高之(田辺地域) 中野 永実子(田辺地域)

吉野熊野国立公園指定 80 周年 & 拡張記念 田辺湾クリーン作戦！

■問合せ 下記参照



今年、吉野熊野国立公園が指定80周年を迎えた記念すべき年です。清掃の対象となる海岸区域は、昨年9月24日に吉野熊野国立公園に指定された天神崎や鳥の巣などが含まれています。こうした日本が誇る自然の風景地を有する当市を一層きれいで住みよいまちにするため、多くの皆様のご参加、ご協力をお願いします。

【田辺湾クリーン作戦】

日6月4日①

日13時30分(1時間程度)

※小雨決行。荒天の場合は

5日②に延期

陽元島・天神崎地区、跡の

浦地区、鳥の巣地区、会津

川河口地区、扇ヶ浜地区(計

5地区)

■注意事項

◇自動車での参加は控えて

ください。

◇ごみ袋、軍手は当日お配

ります。

◇ごみは4分別(燃えるご

み、資源ごみ、プラスチック

ごみ、埋立てごみ)での

回収をお願いします。

◇ごみは燃やさないでくだ

さい。

◇暑い中での清掃活動で

す。無理はせず、熱中症等に気を付けてください。

環境課 環境対策係

☎0739(26)9927

【大塔クリーン作戦】

日6月5日②

日8時~11時(予定)

※小雨決行。荒天の場合は

12日③に延期

陽大塔行政局管内全域

陽大塔行政局 住民福祉課

☎2ページ参照

「海岸漂着物問題」につ

いて

海岸漂着物とは、山川・

海へとつながる水の流れを

通じて海岸に流れ着いたも

のです。この問題は、海岸

近くに住まわれている方だ

けではなく、全ての地域に

共通して存在するもので

す。海岸漂着物が原因で、

漁業や観光、生物環境など

様々な所で悪影響が生じる

こともあります。

こうした海岸漂着物をな

くし、自然豊かな海を守つ

ていくために、海岸漂着物

問題に対する理解を深め、

私たち一人ひとりができる

取組を積極的に行っていき

ましょう。

軽自動車税の減免について

■問合せ 税務課 庶務係(本庁舎2階 ☎ 0739-26-9919)



【身体障害者手帳等をお持ちの方に對する減免】

身体障害者手帳等(※障害の程度によります。)をお持ちの方が所有する軽自動車等下次の方が運転する場合です。
④◇当該身体障害者等本人
◇当該身体障害者等と生計を一にする方

◇当該身体障害者(身体障害者等のみで構成される世帯の方に限る。)を常時介護する方
※既に減免を受けている方でも車両の買換え等があれば申請が必要です。減免で

きるのは一人一台限りで、既に重度障害者福祉タクシー券又は和歌山県の自動車税の減免を受けている方は対象となりません。
※身体障害者等と生計を一にする方が運転する場合は、運転する方が生計を一にしていることを証する書面が必要です。(身体障害者等と同一世帯の方は必要ありません。)また、身体障害者のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方が運転する場合には、身体障害者を常時介護することを証する書面(常時介護証明書)が必要です。



避難所施設へ太陽光発電設備・蓄電池を設置しました

■問合せ 環境課 環境対策係(☎ 0739-26-9927)

■事業概要

施設名	整備内容			
	太陽光発電設備	蓄電池	その他	災害時の電力供給箇所
新庄中学校	10kW	15kWh		体育館
ひがしコミュニティセンター	10kW	15kWh	LED 照明 14 基	大集会室
田辺第三小学校	10kW	15kWh		体育館
芳養小学校	10kW	15kWh		体育館

■事業費

新庄中学校	2,602 万 4,760 円
ひがしコミュニティセンター	1,865 万 1,600 円
田辺第三小学校	3,147 万 3,360 円
芳養小学校	2,539 万 5,120 円
総事業費 (4 施設/設計・設備工事・工事監理)	1 億 154 万 4,840 円

■整備による1基当たりの効果

年間発電量※年間最適傾斜角で算出	1 万 1,324kWh/ 年
年間 CO ₂ 削減量	5.92t-CO ₂ (423 本の杉の木を植林したのと同じ効果)

災害発生時における避難所の最小限の電力確保を目的に整備を進めてきた太陽光発電設備と蓄電池が完成しました。

太陽光発電設備で発電した電力は、避難所の非常用電力として活用されるときに、蓄電池を併用することで、災害時でも安定的な電力供給が可能となります。また、平常時は設置施設へ電力が供給され、電気料金の削減や地球温暖化・

環境への負荷の低減につなげ、さらに学校施設には表示モニターを設置し、環境教育へ活用していきます。

■設置場所

◇新庄中学校

◇ひがしコミュニティセン

ター

◇田辺第三小学校

◇芳養小学校

■災害時に想定される避難

所の使用電力

通信機器・投光器など